

石川県地域防災計画(一般災害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																											
<p align="center">第3章 災害応急対策計画</p>	<p align="center">第3章 災害応急対策計画</p>																												
<p>第1節 初動体制の確立</p>	<p>第1節 初動体制の確立</p>																												
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>																												
<p>2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等</p>	<p>2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等</p>																												
<p>石川県災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)の設置等に係る配備体制及びその基準等(以下「配備体制及びその基準等」という。)は、次のとおりとする。</p>	<p>石川県災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)の設置等に係る配備体制及びその基準等(以下「配備体制及びその基準等」という。)は、次のとおりとする。</p>																												
<p>配備体制及びその基準等</p>	<p>配備体制及びその基準等</p>																												
<p>(1) 災害対策本部の設置等に係る配備体制は、次のとおりとする。</p>	<p>(1) 災害対策本部の設置等に係る配備体制は、次のとおりとする。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="143 681 409 721">配 備 体 制</th> <th data-bbox="409 681 757 721">基 準</th> <th data-bbox="757 681 981 721">動 員 対 象 職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="143 721 409 850"> 災害対策本部設置前 注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制) </td> <td data-bbox="409 721 757 850"> 県下に次の注意報が1以上発表されたとき。 ・大雨注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報 ・波浪注意報 ・波浪警報 </td> <td data-bbox="757 721 981 850"> ・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 850 409 979"> 警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制) </td> <td data-bbox="409 850 757 979"> 県下に次の警報が1以上発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・洪水警報 </td> <td data-bbox="757 850 981 979"> ・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 979 409 1109"></td> <td data-bbox="409 979 757 1109"> 県下に次の特別警報が1以上発表されたとき。 ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報 </td> <td data-bbox="757 979 981 1109"> ・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 ・各部局の配備計画による職員 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 1109 409 1386"> 災害対策本部体制 </td> <td data-bbox="409 1109 757 1386"> ・県下に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 </td> <td data-bbox="757 1109 981 1386"> ・原則として全職員。 ただし、災害対策本部長(知事)が、災害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。 </td> </tr> </tbody> </table>	配 備 体 制	基 準	動 員 対 象 職 員	災害対策本部設置前 注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)	県下に次の注意報が1以上発表されたとき。 ・大雨注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報 ・波浪注意報 ・波浪警報	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員	警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)	県下に次の警報が1以上発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・洪水警報	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員		県下に次の特別警報が1以上発表されたとき。 ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報	・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 ・各部局の配備計画による職員	災害対策本部体制	・県下に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。	・原則として全職員。 ただし、災害対策本部長(知事)が、災害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1124 681 1384 721">配 備 体 制</th> <th data-bbox="1384 681 1720 721">基 準</th> <th data-bbox="1720 681 1937 721">動 員 対 象 職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1124 721 1384 850"> 災害対策本部設置前 注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制) </td> <td data-bbox="1384 721 1720 850"> 県下に次の注意報が1以上発表されたとき。 ・大雨注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報 ・波浪注意報 ・波浪警報 </td> <td data-bbox="1720 721 1937 850"> ・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 850 1384 979"> 警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制) </td> <td data-bbox="1384 850 1720 979"> 県下に次の警報が1以上発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・洪水警報 </td> <td data-bbox="1720 850 1937 979"> ・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 979 1384 1386"> 災害対策本部体制 </td> <td data-bbox="1384 979 1720 1386"> ・県下に次の特別警報が1以上発表されたとき。 ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報 ・県下に顕著な大雨に関する気象情報が発表されたとき。 ・県下に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 </td> <td data-bbox="1720 979 1937 1386"> ・原則として全職員。 ただし、災害対策本部長(知事)が、災害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。 </td> </tr> </tbody> </table>	配 備 体 制	基 準	動 員 対 象 職 員	災害対策本部設置前 注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)	県下に次の注意報が1以上発表されたとき。 ・大雨注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報 ・波浪注意報 ・波浪警報	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員	警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)	県下に次の警報が1以上発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・洪水警報	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員	災害対策本部体制	・県下に次の特別警報が1以上発表されたとき。 ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報 ・県下に顕著な大雨に関する気象情報が発表されたとき。 ・県下に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。	・原則として全職員。 ただし、災害対策本部長(知事)が、災害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。	
配 備 体 制	基 準	動 員 対 象 職 員																											
災害対策本部設置前 注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)	県下に次の注意報が1以上発表されたとき。 ・大雨注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報 ・波浪注意報 ・波浪警報	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員																											
警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)	県下に次の警報が1以上発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・洪水警報	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員																											
	県下に次の特別警報が1以上発表されたとき。 ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報	・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 ・各部局の配備計画による職員																											
災害対策本部体制	・県下に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。	・原則として全職員。 ただし、災害対策本部長(知事)が、災害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。																											
配 備 体 制	基 準	動 員 対 象 職 員																											
災害対策本部設置前 注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)	県下に次の注意報が1以上発表されたとき。 ・大雨注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報 ・波浪注意報 ・波浪警報	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員																											
警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)	県下に次の警報が1以上発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・洪水警報	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員																											
災害対策本部体制	・県下に次の特別警報が1以上発表されたとき。 ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報 ・県下に顕著な大雨に関する気象情報が発表されたとき。 ・県下に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。	・原則として全職員。 ただし、災害対策本部長(知事)が、災害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。																											

石川県地域防災計画(雪害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																														
<p align="center">第3章 雪害応急対策計画</p>	<p align="center">第3章 雪害応急対策計画</p>																															
<p>第1節 初動体制の確立 配備体制及びその基準等</p>	<p>第1節 初動体制の確立 配備体制及びその基準等</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 445 387 467">配 備 体 制</th> <th data-bbox="387 445 719 467">基 準</th> <th data-bbox="719 445 925 467">動 員 対 象 職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 467 387 560"> 注意配備体制 (情報収集、連絡活動 を円滑に行える体制) </td> <td data-bbox="387 467 719 560"> 県下に大雪注意報が発表されたとき。 </td> <td data-bbox="719 467 925 560"> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 560 387 786"> 警戒配備体制 (雪害対策本部の 設置に備える体制) </td> <td data-bbox="387 560 719 786"> 県下に大雪警報が発表されたとき。 </td> <td data-bbox="719 560 925 786"> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室担当職員 ・新幹線・交通対策監室 戦略広報課 ・農林水産部企画調整室 道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の 配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等)等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 786 387 1054"> 雪害対策本部体制 (災害対策本部に 準ずる体制) </td> <td data-bbox="387 786 719 1054"> <ul style="list-style-type: none"> ・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。 </td> <td data-bbox="719 786 925 1054"> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室全職員 ・新幹線・交通対策監室 戦略広報課 ・農林水産部企画調整室 道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の 配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等)等 (警戒配備体制の各課を班に編制) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1054 387 1428"> 災害対策本部体制 </td> <td data-bbox="387 1054 719 1428"> <ul style="list-style-type: none"> ・県下に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき </td> <td data-bbox="719 1054 925 1428"> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として全職員。 <p>ただし、災害対策本部長(以下「本部長」という。)が、雪害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	配 備 体 制	基 準	動 員 対 象 職 員	注意配備体制 (情報収集、連絡活動 を円滑に行える体制)	県下に大雪注意報が発表されたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員 	警戒配備体制 (雪害対策本部の 設置に備える体制)	県下に大雪警報が発表されたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室担当職員 ・新幹線・交通対策監室 戦略広報課 ・農林水産部企画調整室 道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の 配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等)等 	雪害対策本部体制 (災害対策本部に 準ずる体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室全職員 ・新幹線・交通対策監室 戦略広報課 ・農林水産部企画調整室 道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の 配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等)等 (警戒配備体制の各課を班に編制) 	災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・県下に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として全職員。 <p>ただし、災害対策本部長(以下「本部長」という。)が、雪害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1158 445 1375 467">配 備 体 制</th> <th data-bbox="1375 445 1706 467">基 準</th> <th data-bbox="1706 445 1912 467">動 員 対 象 職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1158 467 1375 560"> 注意配備体制 (情報収集、連絡活動 を円滑に行える体制) </td> <td data-bbox="1375 467 1706 560"> 県下に大雪注意報が発表されたとき。 </td> <td data-bbox="1706 467 1912 560"> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 560 1375 786"> 警戒配備体制 (雪害対策本部の 設置に備える体制) </td> <td data-bbox="1375 560 1706 786"> 県下に大雪警報が発表されたとき。 </td> <td data-bbox="1706 560 1912 786"> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室担当職員 ・新幹線・交通対策監室 戦略広報課 ・農林水産部企画調整室 道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の 配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等)等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 786 1375 1054"> 雪害対策本部体制 (災害対策本部に 準ずる体制) </td> <td data-bbox="1375 786 1706 1054"> <ul style="list-style-type: none"> ・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。 </td> <td data-bbox="1706 786 1912 1054"> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室全職員 ・新幹線・交通対策監室 戦略広報課 ・農林水産部企画調整室 道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の 配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等)等 (警戒配備体制の各課を班に編制) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 1054 1375 1428"> 災害対策本部体制 </td> <td data-bbox="1375 1054 1706 1428"> <ul style="list-style-type: none"> ・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県下に顕著な大雪に関する気象情報が発表されたとき。 ・県下に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき </td> <td data-bbox="1706 1054 1912 1428"> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として全職員。 <p>ただし、災害対策本部長(以下「本部長」という。)が、雪害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	配 備 体 制	基 準	動 員 対 象 職 員	注意配備体制 (情報収集、連絡活動 を円滑に行える体制)	県下に大雪注意報が発表されたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員 	警戒配備体制 (雪害対策本部の 設置に備える体制)	県下に大雪警報が発表されたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室担当職員 ・新幹線・交通対策監室 戦略広報課 ・農林水産部企画調整室 道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の 配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等)等 	雪害対策本部体制 (災害対策本部に 準ずる体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室全職員 ・新幹線・交通対策監室 戦略広報課 ・農林水産部企画調整室 道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の 配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等)等 (警戒配備体制の各課を班に編制) 	災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県下に顕著な大雪に関する気象情報が発表されたとき。 ・県下に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として全職員。 <p>ただし、災害対策本部長(以下「本部長」という。)が、雪害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。</p>	
配 備 体 制	基 準	動 員 対 象 職 員																														
注意配備体制 (情報収集、連絡活動 を円滑に行える体制)	県下に大雪注意報が発表されたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員 																														
警戒配備体制 (雪害対策本部の 設置に備える体制)	県下に大雪警報が発表されたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室担当職員 ・新幹線・交通対策監室 戦略広報課 ・農林水産部企画調整室 道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の 配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等)等 																														
雪害対策本部体制 (災害対策本部に 準ずる体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室全職員 ・新幹線・交通対策監室 戦略広報課 ・農林水産部企画調整室 道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の 配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等)等 (警戒配備体制の各課を班に編制) 																														
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・県下に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として全職員。 <p>ただし、災害対策本部長(以下「本部長」という。)が、雪害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。</p>																														
配 備 体 制	基 準	動 員 対 象 職 員																														
注意配備体制 (情報収集、連絡活動 を円滑に行える体制)	県下に大雪注意報が発表されたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員 																														
警戒配備体制 (雪害対策本部の 設置に備える体制)	県下に大雪警報が発表されたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室担当職員 ・新幹線・交通対策監室 戦略広報課 ・農林水産部企画調整室 道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の 配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等)等 																														
雪害対策本部体制 (災害対策本部に 準ずる体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室全職員 ・新幹線・交通対策監室 戦略広報課 ・農林水産部企画調整室 道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の 配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等)等 (警戒配備体制の各課を班に編制) 																														
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県下に顕著な大雪に関する気象情報が発表されたとき。 ・県下に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として全職員。 <p>ただし、災害対策本部長(以下「本部長」という。)が、雪害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。</p>																														

石川県地域防災計画(津波災害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p>第3章 津波災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立</p> <p>初動体制確立のフロー</p>	<p>第3章 津波災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立</p> <p>初動体制確立のフロー</p>	
<p>初動対策期 (1日)</p> <p>緊急対策期 (1週)</p> <p>応急対策期 (1月)</p>	<p>初動対策期 (1日)</p> <p>緊急対策期 (1週)</p> <p>応急対策期 (1月)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																						
<p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等 石川県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置等に係る配備体制及びその基準等（以下「配備体制及びその基準等」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>配備体制及びその基準等</p> <table border="1" data-bbox="107 403 1025 874"> <thead> <tr> <th>配 備 体 制</th> <th>基 準</th> <th>動員対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部設置前 警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制</td> <td>・ 県下に津波注意報が発表されたとき</td> <td>・ 危機管理監室担当職員 ・ 各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>・ 県下に津波警報又は大津波警報が発表されたとき</td> <td>・ 危機管理監室全職員 ・ 災害対策本部連絡員 （企画調整室次長等） ・ 各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>・ 県下に津波災害が発生し又は津波災害の発生するおそれがあるとき ・ 県下に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・ 県下に津波災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき</td> <td>・ 全職員（自主登庁）</td> </tr> </tbody> </table>	配 備 体 制	基 準	動員対象職員	災害対策本部設置前 警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・ 県下に津波注意報が発表されたとき	・ 危機管理監室担当職員 ・ 各部局の配備計画による職員	・ 県下に津波警報又は大津波警報が発表されたとき	・ 危機管理監室全職員 ・ 災害対策本部連絡員 （企画調整室次長等） ・ 各部局の配備計画による職員	災害対策本部体制	・ 県下に津波災害が発生し又は津波災害の発生するおそれがあるとき ・ 県下に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・ 県下に津波災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき	・ 全職員（自主登庁）	<p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等 石川県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置等に係る配備体制及びその基準等（以下「配備体制及びその基準等」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>配備体制及びその基準等</p> <table border="1" data-bbox="1106 408 2002 903"> <thead> <tr> <th>配 備 体 制</th> <th>基 準</th> <th>動員対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部設置前 警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制</td> <td>・ 県下に津波注意報が発表されたとき</td> <td>・ 危機管理監室担当職員 ・ 各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>・ 県下に津波警報が発表されたとき</td> <td>・ 危機管理監室全職員 ・ 災害対策本部連絡員 （企画調整室次長等） ・ 各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>・ 県下に大津波警報が発表されたとき ・ 県下に津波災害が発生し又は津波災害の発生するおそれがあるとき ・ 県下に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・ 県下に津波災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき</td> <td>・ 全職員（自主登庁）</td> </tr> </tbody> </table>	配 備 体 制	基 準	動員対象職員	災害対策本部設置前 警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・ 県下に津波注意報が発表されたとき	・ 危機管理監室担当職員 ・ 各部局の配備計画による職員	・ 県下に津波警報が発表されたとき	・ 危機管理監室全職員 ・ 災害対策本部連絡員 （企画調整室次長等） ・ 各部局の配備計画による職員	災害対策本部体制	・ 県下に大津波警報が発表されたとき ・ 県下に津波災害が発生し又は津波災害の発生するおそれがあるとき ・ 県下に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・ 県下に津波災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき	・ 全職員（自主登庁）	
配 備 体 制	基 準	動員対象職員																						
災害対策本部設置前 警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・ 県下に津波注意報が発表されたとき	・ 危機管理監室担当職員 ・ 各部局の配備計画による職員																						
	・ 県下に津波警報又は大津波警報が発表されたとき	・ 危機管理監室全職員 ・ 災害対策本部連絡員 （企画調整室次長等） ・ 各部局の配備計画による職員																						
災害対策本部体制	・ 県下に津波災害が発生し又は津波災害の発生するおそれがあるとき ・ 県下に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・ 県下に津波災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき	・ 全職員（自主登庁）																						
配 備 体 制	基 準	動員対象職員																						
災害対策本部設置前 警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・ 県下に津波注意報が発表されたとき	・ 危機管理監室担当職員 ・ 各部局の配備計画による職員																						
	・ 県下に津波警報が発表されたとき	・ 危機管理監室全職員 ・ 災害対策本部連絡員 （企画調整室次長等） ・ 各部局の配備計画による職員																						
災害対策本部体制	・ 県下に大津波警報が発表されたとき ・ 県下に津波災害が発生し又は津波災害の発生するおそれがあるとき ・ 県下に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・ 県下に津波災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき	・ 全職員（自主登庁）																						

現 行	修 正 案	備 考
<p>3 通報連絡体制及び県職員の動員</p> <p>(1) 通報連絡体制</p> <p>ア 知事は、津波注意報等が発表されたとき、若しくは津波災害が発生したとき（発生のおそれがあるときを含む。）は、次の通報連絡体系により直ちに非常通報を行う。</p> <p>通報連絡体系図</p> <p>(注) [boxed] 及び [arrow] は、非常通報装置による連絡範囲</p>	<p>3 通報連絡体制及び県職員の動員</p> <p>(1) 通報連絡体制</p> <p>ア 知事は、津波注意報等が発表されたとき、若しくは津波災害が発生したとき（発生のおそれがあるときを含む。）は、次の通報連絡体系により直ちに非常通報を行う。</p> <p>通報連絡体系図</p> <p>(注) [boxed] 及び [arrow] は、非常通報装置による連絡範囲</p>	